

津市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱

平成１８年１月１日訓第１１４号

改正 平成２６年１０月３１日訓第１１１号

平成２８年３月３０日訓第２１号

（目的）

第１条 津市高齢者訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）は、理髪店又は美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で当該事業を実施することにより、高齢者の生活の質の確保と福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第２条 事業は、移動理美容車又は出張により対象者の居宅を訪問し、理美容サービスを提供するものとする。

（実施主体）

第３条 事業の実施主体は、本市とする。ただし、事業の一部を次に掲げる理美容サービス事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

- (1) 三重県理容生活衛生同業組合
- (2) 三重県美容業生活衛生同業組合
- (3) その他事業の実施に関し市長が必要と認める者

（利用対象者）

第４条 事業の利用対象者は、本市の区域内に住所を有する６５歳以上の高齢者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項の規定により要介護４又は要介護５と認定された者
- (2) その他市長が特に必要があると認める者

（利用の申請）

第５条 事業の利用を希望する者は、高齢者訪問理美容サービス利用申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

（利用の決定）

第６条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、

利用の可否を決定し、高齢者訪問理美容サービス利用決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するとともに、高齢者訪問理美容サービス利用決定書（第３号様式）により事業者に通知するものとする。

（利用回数）

第７条 事業を利用することができる回数は、原則として３月に１回までとする。

（利用券の交付）

第８条 市長は、事業の利用を決定した期間を３で除した回数に相当する津市高齢者訪問理美容サービス利用券（第４号様式。以下「利用券」という。）を交付する。この場合において、１に満たない端数は、切り上げるものとする。

（利用方法）

第９条 第６条の規定により利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業のサービスを受けようとするときは、サービス利用の申出を事業者に対して行うものとする。

２ 利用者は、サービスを受ける際には、前条の規定により交付された利用券を事業者に提出するものとする。

（利用者負担）

第１０条 利用者は、事業者が定める調髪等に係る理美容実費額を負担するものとする。

（帳簿の整備）

第１１条 市長は、事業の実施状況を記録する利用者台帳等必要な帳簿を整備するものとする。

（利用の取消し等）

第１２条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 申請者から利用の取消し又は停止の申出があったとき。
- (2) 利用者が第４条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が事業の運営を阻害すると市長が認めるとき。

２ 市長は、前項の規定により利用の取消し又は停止の決定をしたときは、高齢者訪問理美容サービス利用取消（停止）決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

３ 市長は、第１項の規定により利用の取消し又は停止の決定をしたときは、

事業者に対し高齢者訪問理美容サービス利用取消（停止）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定にかかわらず、この訓の施行の日から平成18年3月31日までの間は、合併前の久居市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱（平成14年久居市訓令第1号）、香良洲町高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱（平成15年5月8日制定）、一志町高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱（平成15年一志町告示第22号）、白山町高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱（平成15年6月25日要綱第9号）又は美杉村高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱（平成15年美杉村要綱第9号）の例による。

附 則（平成26年10月31日訓第111号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日訓第21号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

高齢者訪問理美容サービス利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

利用者との続柄

電 話

高齢者訪問理美容サービスを受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 者	住 所					電 話	
	フリガナ					性 別	男・女
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日 （満 歳）					
介 護 保 険 認 定		要介護 4 ・ 要介護 5					
要介護認定期間		年 月 日 ～ 年 月 日					
家 族 状 況	氏 名	続 柄	同居・ 別 居	住 所	電 話		
申 請 理 由							
＊ 担 当 者 の 意 見							

＊要介護度認定期間確認のため必要な調査が行われることに同意します。

（署名 ）

第2号様式（第6条関係）

高齢者訪問理美容サービス利用決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました高齢者訪問理美容サービスの利用については、津市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

利 用 者 氏 名	
決 定 区 分	☐ 利用を認める ☐ 利用を認めない
利用を認めない 理 由	
利 用 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 示 事 項	1 訪問理美容サービスを利用したいときは、事前に （ 電話 ） まで直接連絡してください。 2 サービスの利用回数は、3月に1回を原則とします。 3 サービスを受けるときは、市が発行する利用券に署名、押印 をして事業者提出してください。 4 サービスの利用を中止する（止める）ときは、（名称）部（名 称）課（電話 ）まで連絡してください。 5 その他訪問理美容サービス事業者の指示に従って利用してく ださい。

第3号様式（第6条関係）

高齢者訪問理美容サービス利用決定書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（事業者名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱第6条の規定により、次の者の利用を決定しましたので通知します。

利 用 者	住 所				電 話	
	氏 名				性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日（満 歳）				
	要 介 護 認 定	要介護4・ 要介護5				
介 護 者	氏 名	続 柄	同・別 居	住 所	電 話	
利用決定期間	年 月 日から 年 月 日まで					
居 住 地 図						

第 4 号様式（第 8 条関係）

NO	年度	回目
津市高齢者訪問理美容サービス利用券		
利 用 者 氏 名		
利 用 者 住 所		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
本人確認欄 津市高齢者訪問理美容サービスを利用しました。 年 月 日 住 所 氏 名 印		
* 事業者記入欄 訪問理美容サービスを実施いたしました。 事業者名 印		
津 市 長		
交 付 年 月 日	年 月 日	

第5号様式（第12条関係）

高齢者訪問理美容サービス利用取消（停止）決定通知書

(記 号 番 号)
年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

次のとおり決定しましたので、津市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

対 象 者	氏 名	
	住 所	
決 定 区 分	☐ 利用の取消し ☐ 利用の停止	
取消し（停止）の内容		
取 消 し （ 停 止 ） の 理 由	☐ 津市外へ転出したため ☐ 介護保険法第19条第1項の規定による認定の結果、要介護4又は要介護5の認定を受けなかったため ☐ 入院、入所等によりサービスの利用が困難となったため ☐ 市長がサービスの利用を必要としないと認めたため ☐ その他市長がサービスの利用を不相当と認めたため	
取 消 し（ 停 止 ） 年 月 日	年 月 日	
備 考		

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

高齢者訪問理美容サービス利用取消（停止）決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（事業者名） 様

津市長 （氏 名） 印

次の者の高齢者訪問理美容サービス事業の利用の取消し（停止）を決定しましたので、津市高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

対 象 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
決 定 区 分	☐ 利用の取消し ☐ 利用の停止	
取消し（停止）の内容		
取 消 し （ 停 止 ） の 理 由	☐ 津市外へ転出したため ☐ 介護保険法第 1 9 条第 1 項の規定による認定の結果、要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けなかったため ☐ 入院、入所等によりサービスの利用が困難となったため ☐ 市長がサービスの利用を必要としないと認めたため ☐ その他市長がサービスの利用を不相当と認めたため	
取 消 し（ 停 止 ） 年 月 日	年 月 日	
指 示 事 項		